

令和 8 年  
6 月高浜市議会定例会  
参 考 資 料

## 目 次

種類・番号	件 名	頁
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	3
同意第 5 号 ～ 同意第 16 号	農業委員会委員の任命について	4
議案第 33 号	高浜市税条例の一部改正について	10
議案第 34 号	高浜市都市計画税条例の一部改正について	10
議案第 35 号	高浜市国民健康保険税条例の一部改正について	45
議案第 36 号	高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	49
議案第 37 号	高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について	51
議案第 38 号	事業契約の変更について	59

## 諮問第1号関係

人権擁護委員の推薦について

委員の定数	5人
委員の任期	3年
今回推薦する委員の数	1人
氏名	岩月宏枝（66歳）
略歴	<div data-bbox="1160 722 1603 783" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">個人情報のため、非公表</div>

同意第5号から第16号まで関係

農業委員会委員の任命について

委員の定数	12人
委員の任期	3年
今回任命する委員の数	12人
氏名	伊藤詠子（63歳）
略歴	<div data-bbox="1140 722 1588 783" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">個人情報のため、非公表</div>

氏名	神谷博隆（73歳）
略歴	個人情報のため、非公表
氏名	川角陸広（66歳）
略歴	個人情報のため、非公表
氏名	川角紀美（76歳）
略歴	

		個人情報のため、非公表
氏名	略歴	杉浦 司 (66歳)
		個人情報のため、非公表

氏名	内藤栄市（71歳）
略歴	<div data-bbox="1144 667 1592 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           個人情報のため、非公表         </div>
氏名	内藤克弘（70歳）
略歴	<div data-bbox="1144 1114 1592 1177" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           個人情報のため、非公表         </div>

氏名	深谷由美子（62歳）
略歴	個人情報のため、非公表
氏名	三浦京子（59歳）
略歴	個人情報のため、非公表
氏名	天野和夫（71歳）
略歴	個人情報のため、非公表

氏名	杉浦利幸（68歳）
略歴	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           個人情報のため、非公表         </div>
氏名	杉浦頼美（55歳）
略歴	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           個人情報のため、非公表         </div>

議案第 33 号関係

高浜市税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 32 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定配当等（<u>次項及び第 33 条の 9</u>において「特定配当等」という。） （<u>同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 33 条の 7 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 1 項（<u>法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 35 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 32 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第 33 条の 9</u>において「特定配当等」という。） _____に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 33 条の 7 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 1 項（<u>法附則第 5 条の 6 第 2 項</u> _____の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 35 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提</p>

出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項（同項第11号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）

出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項\_\_\_\_\_において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項（同項第11号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）

の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)合計所得金額が133万円以下であるものに限る\_\_\_\_\_。)の氏名

(3)及び(4) 略

2～4 略

の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、\_\_\_\_\_合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)及び(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第51条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

## 6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第35条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（2） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

## 6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金

る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。))の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2. 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当す

等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

る場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を  
公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書  
に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者  
を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に  
\_\_\_\_\_記載した事項と異動がないときは、公的年金等  
受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2  
項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規  
則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1  
項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載  
した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する  
\_\_\_\_\_ことができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に  
經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8 \_\_\_\_\_において  
準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施  
行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該  
公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的  
方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用につ  
いては、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事

2 前項 \_\_\_\_\_又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を  
公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書  
に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者  
を経由して提出した前項 \_\_\_\_\_又は法第317条の3の3第1項の規  
定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等  
受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2  
項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規  
則で定めるところにより、前項 \_\_\_\_\_又は法第317条の3の3第1  
項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載  
した前項 \_\_\_\_\_又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書  
を提出する \_\_\_\_\_ことができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に  
經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3 \_\_\_\_\_において  
準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施  
行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該  
公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的  
方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用につ  
いては、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事

項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第59条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円\_\_\_\_\_、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後\_\_\_\_\_の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第59条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地に\_\_\_\_\_あつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受け

た場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第33条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を

受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が 平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には \_\_\_\_\_、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第33条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適

受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第33条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項 \_\_\_\_\_ の規定により読み替えて適



象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定め

象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定め

る割合は、2分の1とする。

- 10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。
- 15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

る割合は、2分の1とする。

- 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。
- 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

19 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

20 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

24 略

25 略

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～6 略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17

21 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27 略

28 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～6 略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16

項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 略

11 略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 略

(7) 略

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

11 略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

13及び14 略

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

13及び14 略

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する







(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊

(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略





いては、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得

割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

#### 第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項  
の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項 中

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

#### 第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

\_\_\_\_\_の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3

の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

\_\_\_\_\_の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3

の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項

並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項  
\_\_\_\_\_の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項  
\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項  
\_\_\_\_\_の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項  
\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20

並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3  
の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3  
の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項  
中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20

条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

6 略

条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

6 略

議案第34号関係

高浜市都市計画税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
(法附則第15条第13項の条例で定める割合)	(法附則第15条第14項の条例で定める割合)
2 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。	2 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。
(法附則第15条第31項の条例で定める割合)	(法附則第15条第32項の条例で定める割合)
3 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
(法附則第15条第35項の条例で定める割合)	(法附則第15条第36項の条例で定める割合)
4 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
(法附則第15条第36項の条例で定める割合)	(法附則第15条第37項の条例で定める割合)
5 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
(法附則第15条第40項の条例で定める割合)	(法附則第15条第41項の条例で定める割合)
6 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)	
7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。	

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

8 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

\_\_\_\_\_旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

9及び10 略

11 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3

（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第9項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都

8及び9 略

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3

（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都

市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

14 略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

15～17 略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

18 略

19 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26

市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

13 略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

14～16 略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

17 略

18 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26

条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15項から第17項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第16項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

20 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

21 略

条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

20 略

## 高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について

税目	条例	項目	改正の概要	施行日
個人市民税	第32条	所得割の課税標準	<p>■<u>特定大口株主配当等の特定配当等への追加</u></p> <p>○特定大口株主(上場会社の株式を3%以上保有する株主)が受け取る上場株式等の配当金が、住民税の特別徴収の対象に追加されたことに伴い、配当支払時に住民税(5%)を徴収することとする。なお、税制上は、引き続き「総合課税」が維持される。</p>	公布の日
	第35条の3の3	個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書	<p>■<u>公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置</u></p> <p>○所得税の基礎控除額の引き上げにより、従来の公的年金等受給者の扶養親族等申告書提出の考え方では、個人住民税の賦課決定に必要な情報が得られない場合が生じる。そこで、所得税の課税対象者ではないが、個人住民税では課税対象となる公的年金等を有する者について、一定の者については扶養親族等申告書の提出を義務化する措置を講じる。</p>	令和9年 1月1日
固定資産税	第59条	固定資産税の免税点	<p>■<u>固定資産税の免税点の見直し</u></p> <p>○物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税が課税されない課税標準額を、家屋については20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円に見直す(土地は据え置き)。</p>	令和9年 4月1日
個人市民税	附則第6条	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例	<p>■<u>セルフメディケーション税制の見直し</u></p> <p>○スイッチ OTC 医薬品の購入費について、その適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入費について、その適用期限を5年延長し、令和13年12月31日までとする。(現行は令和8年12月31日まで)</p>	令和9年 1月1日
	附則第7条の3	個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除	<p>■<u>住宅ローン控除の延長及び控除限度額算定のための措置</u></p> <p>○住宅ローン控除の対象となる入居の期限を5年延長し、令和12年12月31日までとする。(現行は令和7年12月31日まで)</p> <p>○所得税の基礎控除の引き上げにより、令和7年以前に入居した者に係る控除限度額が縮小しないように、税制改正前と同様の条件で、控除限度額を算定するための措置を講じる。</p>	
	附則第8条	肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例	<p>■<u>肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限の延長</u></p> <p>○肉用牛の売却による農業所得の課税の特例(免税措置)の適用期限を3年延長し、令和12年度までとする。(現行は令和9年度まで)</p>	公布の日

税 目	条 例	項 目	改正の概要	施行日
固定資産税	附則第10条の2	法附則第15条第2項第1号等の 条例で定める割合	<p>■<u>バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る特例措置の 拡充</u></p> <p>○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきバリアフリー改修を行った特別特定建築物について、固定資産税の減額を行う。なお、減額割合は、各自治体で定める「わがまち特例」のものとされたため、参酌基準どおりの3分の1とする。</p>	公布の日
	附則第10条の3	新築住宅等に対する固定資産税の 減額の規定の適用を受けようとする 者がすべき申告	<p>■<u>改修特別特定建築物に対する減額措置を受ける場合の申告手続</u></p> <p>○改修特別特定建築物に係る固定資産税の「わがまち特例」を受ける場合の申告書への添付書類等を定める。</p>	
個人市民税	附則第17条の2	優良住宅地の造成等のための土地 等を譲渡した場合の長期譲渡所得 に係る市民税の課税の特例	<p>■<u>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る課税の適用期限の延長及び課税の特例措置の見直し</u></p> <p>○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和11年度までとする。(現行は令和8年度まで)</p> <p>○譲渡した土地等がその譲渡した時において、地すべり防止区域等内に存する場合は、本特例措置の適用外とする。</p>	適用期限の延長 は公布の日 課税の特例の見 直しは令和10 年1月1日
	附則第19条の3	特定暗号資産に係る譲渡所得等に 係る個人の市民税の課税の特例	<p>■<u>特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の新設</u></p> <p>○金融商品取引業者登録簿に登録されている業者を通じて取引された「特定暗号資産」の譲渡所得に対する課税方式が、これまでの「総合課税」から、他の所得と分離して一律20%(所得税15%、住民税5%)の「申告分離課税」に変更された。住民税5%のうち、3%が市民税、2%が県民税となる。</p>	※金融商品取引 法及び資金決 済に関する法 律の一部を改 正する法律の 施行の日の属 する年の翌々 年の1月1日
都市計画税	附則第7項	法附則第15条の11第1項の 条例で定める割合	<p>■<u>バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る特例措置の 拡充</u></p> <p>○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきバリアフリー改修を行った特別特定建築物について、都市計画税の減額を行う。なお、減額割合は、各自治体で定める「わがまち特例」のものとされたため、参酌基準どおりの3分の1とする。</p>	公布の日
	附則第8項	改修特別特定建築物に対する都市 計画税の減額の規定の適用を受け ようとする者がすべき申告	<p>■<u>改修特別特定建築物に対する減額措置の申告手続</u></p> <p>○改修特別特定建築物に係る固定資産税の「わがまち特例」を受ける場合の申告書への添付書類等を定める。</p>	

議案第 35 号関係

高浜市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6.7 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>6.7 万円</u> とする。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6.6 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>6.6 万円</u> とする。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。_____</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基</p>

礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が6.7万円を超える場合には、6.7万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が2.6万円を超える場合には、2.6万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円）並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4.3万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、4.3万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に1.0万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき3.1万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ケ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4.3万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、4.3万円に

礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が6.6万円を超える場合には、6.6万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が2.6万円を超える場合には、2.6万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円）並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額 \_\_\_\_\_の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4.3万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、4.3万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に1.0万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき3.0万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ケ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4.3万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、4.3万円に

当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ケ 略

2及び3 略

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項 \_\_\_\_\_ に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ケ 略

2及び3 略

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。



議案第 36 号関係

高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(葬祭補償)</p> <p>第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

## 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の概要について

### 1. 改正理由

最近における社会経済情勢の変化に対応するため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「政令」という。）の一部改正が行われ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償の額が改定される。

本市においても、政令の一部改正に基づき、高浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年高浜町条例第 20 号。以下「条例」という。）で定める非常勤消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償の額について、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

条例第 18 条関係

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を 315,000 円から 330,000 円に引き上げる。

議案第 37 号関係

高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p><u>(令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p><u>第 7 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。））の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 11 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア、第 15 号ア、第 16 号ア、第 17 号ア、第 18 号ア及び第 19 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同</u></p>	<p>附 則</p>

条第1項に規定する給与等の収入金額から5.5万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2. 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及び第19号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

3. 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及び第19号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第

2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（1） 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

（2） 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれ

かに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、高浜市税条例（昭

和29年高浜町条例第11号)第26条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、高浜市税条例第26条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、高浜市税条例第26条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度の保険料に係る減額の特例)

第9条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世

帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条又は前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなる者（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第11条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条又は前条の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「みなし規定非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、みなし規定非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第1項の規定による保険料の減免は、申請によらず行うことができる。

## 議案第37号概要資料

### 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正の概要について

#### 1. 改正の背景

- 令和7年度税制改正により、個人市民税の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へと10万円引き上げられた（以下「令和7年度見直し」という。）。
- 介護保険の第1号被保険者の保険料は、個人市民税の課税状況や合計所得金額等を基準として算定している。令和7年度見直しをそのまま適用すると、収入に変化がない場合でも合計所得金額が減少し、保険料段階が下がる被保険者が生じる。その結果、年金受給者等との間で不公平が生じるとともに、第9期介護保険事業計画（令和6年度から8年度）で想定した保険料収入が不足し、介護サービスの安定供給に支障をきたす恐れがある。
- これを防ぐため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）が改正されたことに伴い、令和7年度見直しの影響を遮断し、従前の控除額に基づき保険料を算定する特例措置を条例に規定するものである。

#### 2. 改正の内容

- 令和7年度見直しの影響を受ける第1号被保険者について、保険料の所得段階が令和7年度見直し前と同様の判定となるよう、令和8年度分の保険料に限り、次の3つの特例措置を附則に設ける。

区 分	内 容
保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例(附則第7条)	給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額の算定において、令和7年度見直しによる影響額を加算した額を使用する。

<p>保険料率の算定に関する基準の特例（附則第8条）</p>	<p>令和7年度見直しの影響により、市民税が非課税となるものであっても、保険料の所得段階の判定においては「市民税が課されている者」とみなして判定を行う。</p> <p>①世帯内の判定に際し、令和7年度見直しの影響により令和8年度分の市民税が非課税となった者がいる場合、その者は「市民税が課されている者」とみなして世帯の課税状況を判定する。</p> <p>②第1号被保険者本人の判定に際し、令和7年度見直しの影響により令和8年度分の市民税が非課税となった場合は、「市民税が課されている者」とみなして保険料段階を判定する。</p>
<p>保険料に係る減免の特例（附則第9条）</p>	<p>1. 減免の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1号被保険者又はその世帯主及び全ての世帯員が、以下の要件をすべて満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和7年度分及び令和8年度分の市民税が「課されていない者」である場合</li> <li>②令附則第25条及び附則第8条の「みなし規定」により、令和8年度分の市民税が課されているとみなされた「みなし課税者」である場合</li> <li>③「みなし規定」適用後の保険料段階が、適用しない場合（みなし規定非適用保険料段階）よりも高い段階である場合</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 減免後の保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減免後の令和8年度分の保険料の額は、「みなし規定非適用保険料段階」の保険料率により算定した額とする。</li> </ul> <p>※当該減免については、システム上での対応により、申請によらず行うことができる。</p>

### 3. 施行日

公布の日

## 事業契約の変更について（高浜小学校等整備事業）

## 1 背景・必要性

高浜小学校等整備事業のサービス対価については、事業者が提供するサービスを市が購入する対価として、事業者に対してサービスの対価の支払いをしている。維持管理業務のサービス対価についても、四半期ごとに支払いを行っている。今回、維持管理業務仕様変更に伴いサービス対価の減額（①）を行い、また、事業契約に基づいて決定される金額を基に、物価変動率を勘案して改定（②）する。

## 2 改定要件

サービス対価の改定方法については、「企業向けサービス価格指数（日銀調査統計局）」を用いて、毎年8月と前回改定年度の前年の平均値と比較して3.0%以上の差が生じた場合に、サービス対価の改定を行うこととしている。

今回、維持管理業務において、3.0%以上の差が生じたため、事業契約を変更する。

該当するサービス対価	改定率の差	前回改定年度
警備保安業務	5.1%	令和7年度
上記以外の維持管理業務	4.0%	令和7年度
その他関連業務	7.8%	令和7年度

## 3 契約金額

変更前 49億9,198万3,313円（税込み）

① Δ2,464万8,564円（税込み）・・・維持管理業務仕様変更に伴う減

② 1,836万9,229円（税込み）・・・サービス対価の改定に伴う増

変更後 49億8,570万3,978円（税込み）

変更減 Δ627万9,335円（税込み）